

2009
(平成21年8月)

大阪府・大阪市 生活情報誌

くらしと

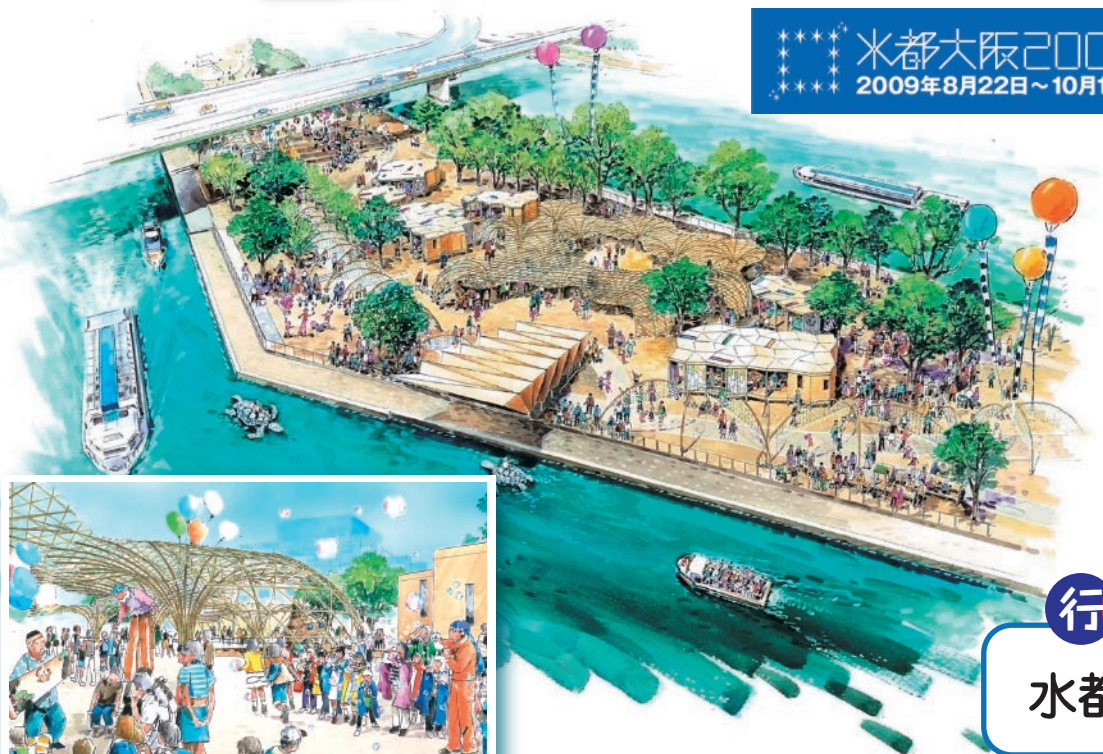


August

8

VOL. 28

米都大阪2009
2009年8月22日～10月12日



行ってみよう!

水都大阪2009



もくじ

- 【テーマ記事】..... ②
旅行の契約と取消料について ～楽しく旅行をするために～
- 【トラブル PICK UP】..... ③
IH クッキングヒーターによる事故
- 【おしらせ】..... ④
イベント情報

くらしのトピックス

- 消費者庁設置にともない、「消費者安全法」を制定。
消費者被害を防止し、安全を確保する目的
- 薬事法改正で大衆薬を副作用リスクなどで3つに分類、
販売方法や売りのレイアウトも変わる。
6月1日からスタート

クイズ

水都大阪2009

水都大阪2009でライトアップ
される3つの橋は？

- ①戎橋、相合橋、太左衛門橋
- ②天満橋、川崎橋、桜宮橋
- ③錦橋、難波橋、天神橋

答えは3ページ→



旅行の契約と取消料について

～楽しく旅行をするために～



(社) 日本旅行業協会 消費者相談室

パンフレットやホームページで募集している旅行を旅行会社に申し込む際には、契約の条件をしっかりと確認しておくことが必要です。旅行日程や旅行代金を重視しがちですが、旅行契約の成立時期や取消料についても、十分チェックしましょう！

1. 旅行契約の成立時期

- 旅行会社の店頭で申し込む場合は、旅行会社が旅行の申し込みを受け付けることを承諾して申込金を受け取った時に旅行契約が成立します。
- 電話、郵便、ファクシミリなどで旅行の申し込みをする場合は、旅行会社が申し込みを受け付けた段階は予約という扱いになり、この時点では未だ旅行契約は成立していません。旅行会社が定める日までに、旅行者が申込書と申込金を提出した時に旅行契約が成立します。なお、クレジットカードの会員番号を伝えて契約する場合は、旅行会社が契約の締結を承諾する旨の通知を旅行者へ発した時に契約は成立します。
- インターネットで旅行会社のホームページから申し込む場合は、案内に従って必要事項とクレジットカードの会員番号を入力して送信し、画面上に旅行契約が成立した旨表示され、契約が成立するのが一般的です。この表示に加え、申込者あてにメールが送られることもあります。クレジットカードの会員番号を入力しない場合は、電話等の扱いと同じように、後日申込金を提出した時に旅行契約が成立します。

ご注意！

- ①海外旅行を申し込む場合は、パスポートに記載されたスペル通りに旅行会社に氏名を伝える必要があります。一字でも違う場合は、航空機等に搭乗できないことがあります。間違いに気づいた時期によってはスペルの訂正がきかなくなり取消料が必要になってしまう場合があります。あわせて、パスポートの有効期間は大丈夫かどうか確認が必要です。
- ②インターネットで申し込む場合、操作を途中で中断しても旅行契約が成立している場合があります。操作を中断する場合は、必ず確認して終了するよう注意しましょう！

2. 取消料

- パッケージ旅行の場合（募集型企画旅行契約）は下記の取消料率が基本となります。

（取消日は「旅行開始の前日から起算してさかのぼって」。取消料は旅行代金に対する比率）

国内旅行		海外旅行	
取消日	取消料	取消日	取消料
20日前以降 (日帰りは10日前以降)	20%以内	40日前以降 (ピーク時のみ)	10%以内
7日前以降	30%以内	30日前以降	20%以内
旅行開始前日	40%以内	2日前以降	50%以内
旅行開始当日	50%以内	旅行開始後または無連絡	100%以内
旅行開始後または無連絡	100%以内		

※ピーク時: 4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7

（注）受注型企画旅行契約の場合は上記に準じますが、旅行契約成立以降は取消日にかかわらず企画料金相当額が必要になる場合があります。

- 航空券やJR券の手配を旅行会社に依頼する場合（一般的には手配旅行契約）は、旅行会社の手数料とサービス提供機関の取消料が必要となります。この場合は手配内容によって取消料の金額、発生時期、旅行会社の手数料などが異なりますので、必ず契約前に確認してください！

いつ契約が成立し、いつから取消料が必要になるのかを確認してから、旅行の申し込みをしましょう。



（注）左記のほかに、団体旅行（受注型企画旅行契約）や手配旅行契約の場合は契約書を取り交わすなど書面による特約をもって、申込金の支払いなく契約が成立する場合がありますのでご注意ください。

トラブル PICK・UP

くらしの商品安全情報室 からのお知らせ

「IHクッキングヒーターによる事故」



火を使わないのに発火することがあります！

近年、IHクッキングヒーターを導入する家庭が増えています。IHクッキングヒーターは火を使わず、着衣などへの着火や不完全燃焼がないことから「安全」と謳われていますが、誤使用によって発火や火災につながる可能性もあります。製品の特性を理解し、正しく使用しましょう。



事例 1 天ぷらを揚げていたら、鍋から発火した。



事例 2 天ぷらを作るため温度設定を 180℃に設定して使用したら、油から煙が出てかなり高温になった。



事例 3 炒め物をするため、空鍋を置いたら真赤になった。

- 揚げ物を調理するときは必ずメーカー指定の専用天ぷら鍋を使用するとともに、油の量や設定を守りましょう。また、調理中はその場を離れてはいけません。
- 最大火力で予熱等を行うと鍋底の温度が短時間で上昇し危険です。火力は弱めで使用しましょう。
- 使用可能な材質の鍋でも、鍋底が平坦でないものは使用しないようにしましょう。安全機能が働かなくなる可能性があります。
- 心臓ペースメーカーなどの医療器具を使用している人は、使用にあたっては医師に相談しましょう。

【参考記事】 独立行政法人 国民生活センター「IHクッキングヒーターの安全性と加熱性能」、くらしの危険No.273「IHクッキングヒーター」

クイズの答え

③錦橋、難波橋、天神橋です。

中之島公園をはじめ、八軒家浜や「口」の字型の水の回廊などで、美しい「水の都」の復興を伝える『水都大阪2009』がいよいよ8月22日（土）開幕します。アーティストによる体験型プログラムや船による川めぐりを組み込んだまち歩きなど、川と人をつなぐ多彩なプログラムを準備しています。錦橋、難波橋、天神橋を光のアーチで彩る橋梁ライトアップも行います（錦橋は先行して点灯中）。水辺の散策やクルージングの魅力がさらに広がり、夜の川辺のにぎわいを創出します。

問い合わせ：水都大阪2009実行委員会事務局

TEL 06-7506-9024 <http://www.suito-osaka2009.jp/>

借金問題を解決!

サラ金・クレジット 無料「日曜相談会」

大阪府多重債務者対策協議会等が主催し、弁護士、司法書士が無料で借金問題の相談に応じます。予約受付開始は、8月6日(木)午前10時からです。詳しくは、大阪府ホームページ「多重債務で困ったら、まず相談」を確認してください。

日時 8月23日(日)、8月30日(日) 10:00~12:00、13:00~16:00
1件あたり30分以内。事前予約要

場所 府内各地

申し込み・問い合わせ先

大阪府「府民お問合せセンター」
ピピッとライン

TEL: **#8001** または **06-6910-8001**
大阪市消費者センター

TEL: **06-6614-7523**
堺市市民人権総務課

TEL: **072-228-7579**



大阪市

◆くらしの達人! わんデー講座

テーマ 住まいの防犯対策

—あなたの家は大丈夫!?—

住宅は、生活の基盤であり、外部の危険からわが身や家族の安全を確保するとともに、財産を保護するための重要な場です。「侵入の手口・泥棒の心理と行動」、「侵入防止・防犯対策」などについて学びます。

日時 9月9日(水) 13:30~15:00

場所 弁天町市民学習センター 第2研修室

【住所】大阪市港区弁天1丁目2番2-700号
(オーク2番街7階)

【最寄駅】地下鉄中央線・JR環状線「弁天町」駅

対象 大阪市内在住・在勤・在学の方

定員 50人(申し込み多数の場合は抽選)

締め切り日 9月2日(水)

申込方法 電話、大阪市電子申請システム
(消費者センターホームページから)

その他 一時保育はありません

申し込み・問い合わせ先

大阪市消費者センター

TEL: **06-6614-7522** FAX: **06-6614-7525**

●大阪市消費者センター

ニュートラム「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎ **06-6614-0999**

毎日 10:00~17:00 (12月29日~1月3日は除く)

※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
(12月28日~1月3日は除く)

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



エルちゃん

大阪府

金融・経済講演会

テーマ 気をつけよう! 金融トラブル

—だまされたらあきまへん! 甘い言葉、おいしい話—

日時 8月25日(火) 14:00~15:30

場所 ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)
7階ホール

【住所】大阪市中央区大手前1-3-49

【最寄駅】京阪線・地下鉄谷町線

「天満橋」①番出口から東へ350m

「R東西線「大阪城北詰」②号出口

から西へ550m

講師 弁護士 住田 裕子

定員 500人(申し込み先着順・入場券を郵送)

申込方法 ハガキまたはFAX
(記載事項)

①開催日 ②郵便番号 ③住所 ④氏名(フリガナ)

⑤電話番号 ⑥質問事項(ある方のみ)

⑦この講演会を何で知りましたか?

※応募者の個人情報は、当委員会が責任をもって管理いたします
(当講演会入場券の作成・発送、照会対応に利用します)。

申し込み先 日本銀行大阪支店内

大阪府金融広報委員会事務局

〒530-8660 大阪市北区中之島2-1-45

TEL 06-6206-7748 FAX 06-6233-6080

主催 大阪府金融広報委員会

後援 大阪府、金融広報中央委員会



●生活情報ぷらざ(大阪府消費生活センター)

地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋」駅

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階

消費生活相談 ☎ **06-6945-0999**

月~金 9:00~17:00 年末年始、祝日は除く

※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール相談 ウェブサイトからメール相談にアクセスしてください。
(年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00~16:00)

■土曜日/06-4790-8110(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜日/06-6203-7650(社)全国消費生活相談員協会

※お間違えないよう、番号をよくご確認ください。

ウェブサイト「消費生活事典」

<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>